

やまと芸術文化ホールに係る受付期間外申請及び利用料金減免の対象事業の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまと芸術文化ホールにおいて市内団体が実施する文化芸術の振興に寄与する事業の受付期間外申請及び利用料金減免の対象事業として認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内団体 構成員の2分の1以上が市内に在住し、在勤し、若しくは在学している団体又は市内に所在地を有する文化芸術の振興を目的とした法人をいう。
- (2) 受付期間外申請 やまと芸術文化ホール条例施行規則（平成26年大和市規則第41号。以下「規則」という。）第6条第3項の規定により受付期間外に利用承認の申請を行うことをいう。
- (3) 利用料金減免 規則第13条第1項の規定によりホール等の利用料金を減免することをいう。

(受付期間外申請の対象事業)

第3条 規則第6条第3項第4号に規定する文化芸術の振興に寄与する活動と市長が認めたときは、次の各号のいずれかに該当する事業を行うときとする。

- (1) 市内団体を統括する団体が主催するもの又は複数の市内団体が共同で開催するもので、規則別表第1に定める利用期間前に利用の申請をしなければその開催に大きな支障があると認められる事業
- (2) 大和市生涯学習振興補助金交付要綱（平成21年大和市告示第81号）に基づき、補助金交付の内定を受けた事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に特に寄与するものであると市長が認めた事業

(利用料金減免の対象事業)

第4条 規則別表第3、1ホール等の利用料金の減免の表に規定する文化芸術振興に寄与する活動であると市長が認めたときは、次の各号のいずれかに該当する事業を行うときとする。

- (1) 広く市民に参加を募り、文化芸術の発表の機会を提供する事業
- (2) 子ども（市内に在住又は在学している満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。）に文化芸術に親しめる機会を提供し、その健全な育成を図る事業
- (3) 文化芸術の継承又は創造の担い手の創出に関し、有効な成果が期待できる事業
- (4) 大和の個性ある文化芸術を市内外に広く発信する事業

- (5) 日本人市民と外国人市民との文化芸術交流を促進する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に特に寄与するものであると市長が認めた事業
(対象としない事業)

第5条 次の各号のいずれかに該当する事業は、前2条の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とする事業
- (2) 政治活動を目的とする事業
- (3) 特定の宗教団体又は特定の教義の普及を目的とした事業
- (4) 団体の内部行事を目的とする事業
- (5) 公序良俗に反するおそれがある事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前2条の対象事業として不適当であると市長が認めた事業
(認定申請)

第6条 受付期間外申請又は利用料金減免の対象事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該事業を実施しようとするホール等の利用申請を行う前に、受付期間外申請・利用料金減免対象事業認定申請書に次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。
ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 事業の開催要項、企画書その他事業の詳細を明らかにする資料
- (2) 事業の収支予算資料
- (3) 団体の規約等申請者の内容を明らかにする資料

2 前項の規定にかかわらず、市長が前項各号に掲げる資料を既に保有しているときは、これを省略することができる。
(認定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、これを審査し、認定の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、認定することを決定したときは受付期間外申請・利用料金減免対象事業認定書により、認定しないときは受付期間外申請・利用料金減免対象事業不認定通知書により、その旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による認定に当たり、必要な条件を付することができる。
(事業内容の変更)

第8条 前条第1項の規定により認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該事業の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
(事業報告)

第9条 認定者は、当該事業を終了したときは、受付期間外申請・利用料金減免対象事業実績報告書に次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) パンフレット、チラシ、プログラムその他事業の詳細を明らかにする資料
- (2) 事業の収支決算資料

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により認定を受けたとき。
- (2) 認定を受けた事業が第3条又は第4条に規定する対象事業の要件を満たさなくなったと市長が認めたとき。
- (3) 認定者が実施する事業が第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 法令又は第7条第2項の条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(様式)

第11条 この要綱により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月3日から施行する。

別表（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	受付期間外申請・利用料金減免対象事業認定申請書	第6条
第2号様式	受付期間外申請・利用料金減免対象事業認定書	第7条
第3号様式	受付期間外申請・利用料金減免対象事業不認定通知書	第7条
第4号様式	受付期間外申請・利用料金減免対象事業実績報告書	第9条